

自主防災組織等の現状

消防庁 国民保護・防災部 地域防災室

1 自主防災組織等の概要

大規模災害時の役割分担（例）

○市町村長(市役所・町村役場)

災害対策本部の設置など

○消防本部

消火、検索・救助、救急(応急手当を含む。)、避難誘導、警戒

・火災防ぎよ、人命救助等が最優先。

・被害状況の把握・伝達等、市町村災害対策本部の機能を補佐。

○消防団

消火、水防活動、検索・救助、応急手当、避難誘導、警戒、避難所支援 その他

・避難誘導の比重が大。

・検索・救助にあたっては、警察や自衛隊などと連携した活動も。

○自主防災組織(住民)

初期消火、避難誘導・支援(救助)、応急手当、避難所支援(消防隊のバックアップ)

・首都直下地震のように倒壊家屋が多い場合は、救助も。

・津波災害時には、率先避難、避難の呼びかけや避難行動要支援者の避難支援も。

・場合よって防犯活動も。

○女性(婦人)防火クラブ(住民)

初期消火、避難誘導・支援(救助)、応急手当、避難所支援(消防隊のバックアップ)

○ボランティア(住民)

避難所支援(消防隊のバックアップ)

○学校(児童・生徒の安全確保、避難所運営補助)

○企業等の事業所(自衛消防組織ほか)

○民生委員

避難行動要支援者など

○社会福祉協議会

ボランティアセンターの立ち上げなど

・医療機関
・都道府県の出先機関
・警察(交番など)
・国の出先機関



・国
・自衛隊
・緊急消防援助隊



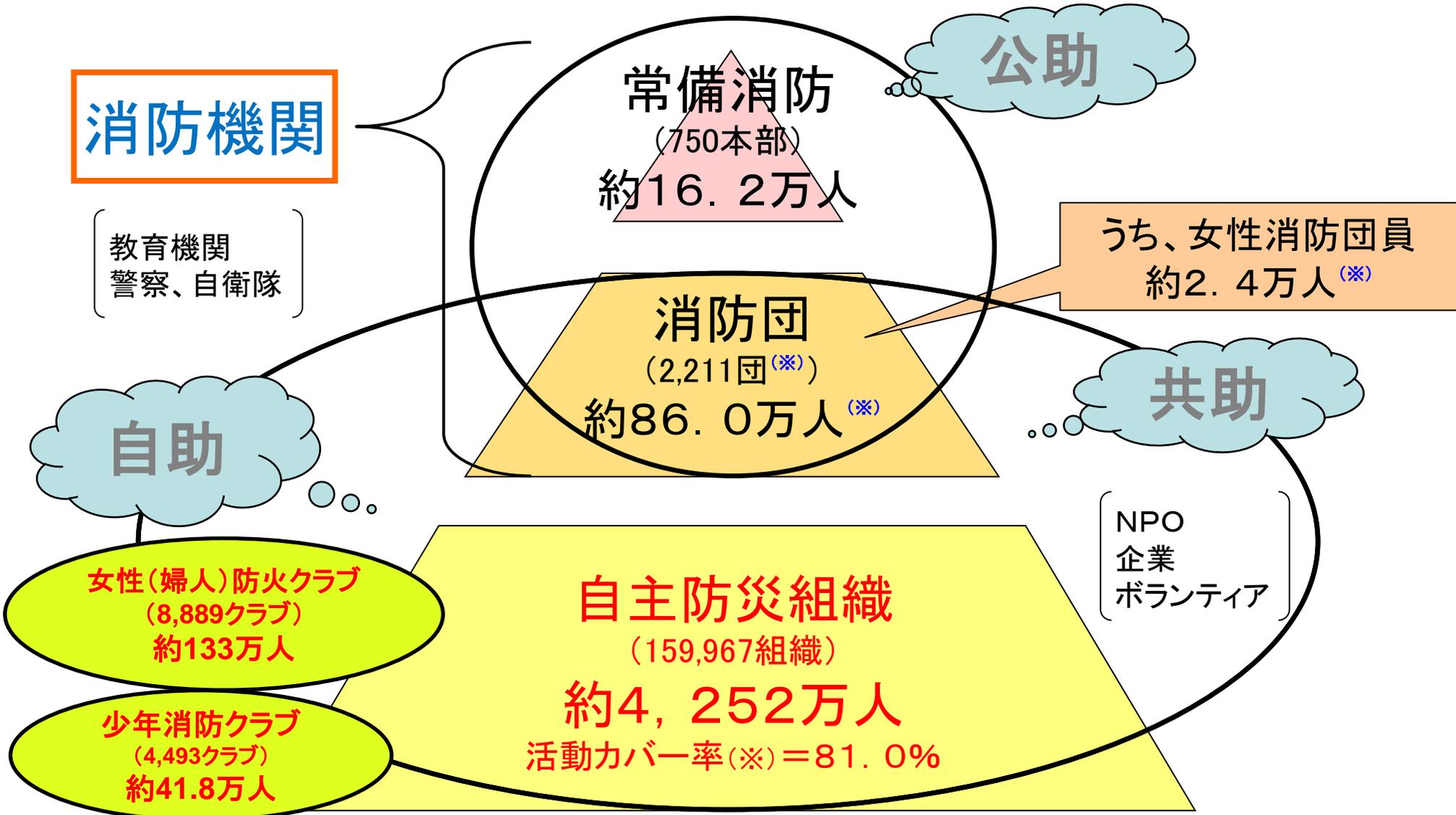
・ボランティア
・企業
・NPO
・医師会など



・都道府県
・警察

地域における消防防災体制

平成27年4月1日現在
(※)平成28年4月1日現在(速報値)



(※)自主防災組織活動カバー率 = 自主防災組織の組織されている地域の世帯数 ÷ 管内全世帯数

自主防災組織①

1 自主防災組織の現況(平成27年4月1日現在)

組織数 159,967団体 人員 42,522,613人

- 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
- 主に町内会・自治会等の規模で、地域に住んでいる住民により、設置・運営
- 大規模災害時に行政機関による公助が困難な場合、自助・共助の機能を発揮

2 活動内容例

(1) 平常時

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

(2) 災害発生時

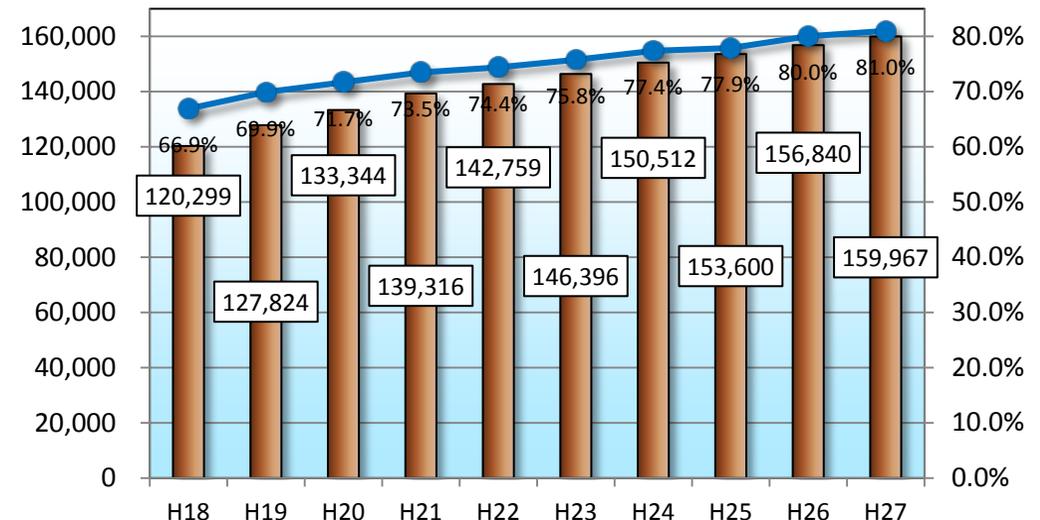
- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

3 推移

(各年4月1日現在)

自主防災組織数

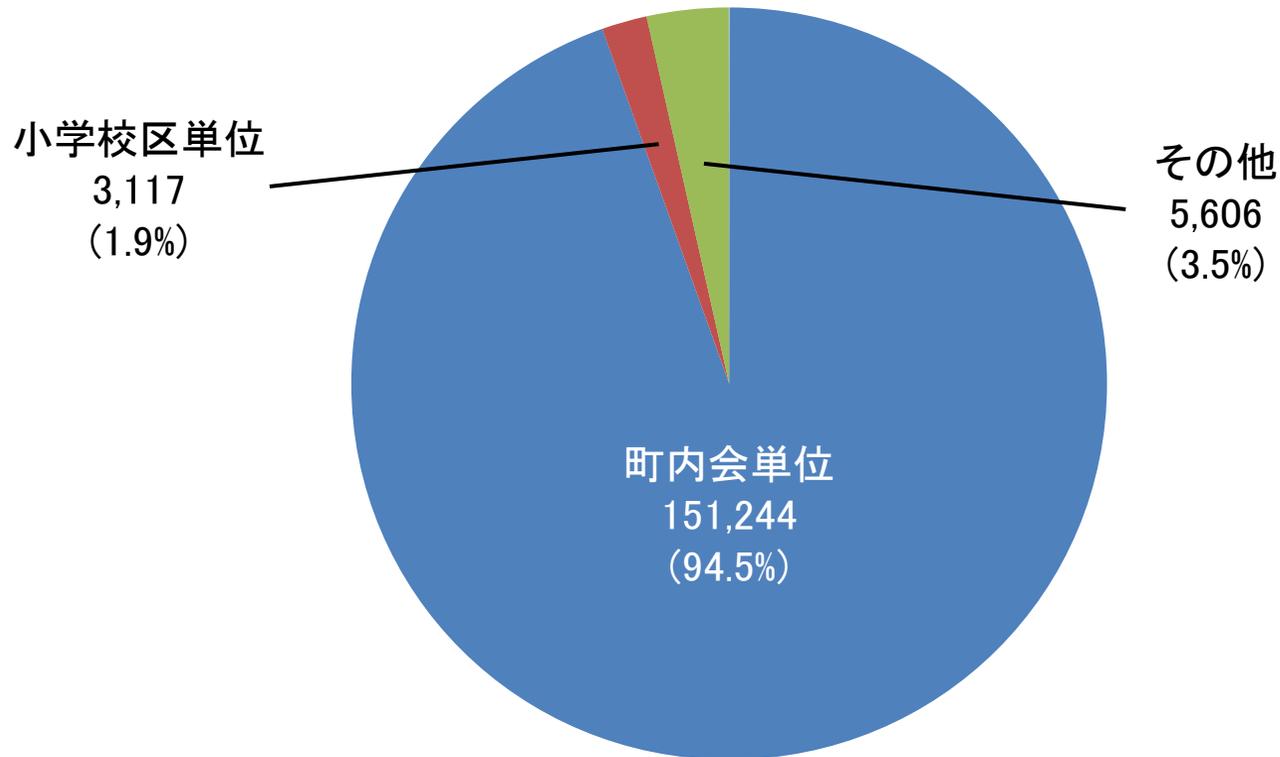
自主防災組織活動カバー率



自主防災組織活動カバー率＝自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数

自主防災組織②

4 自主防災組織の内訳(全自主防災組織数:159,967)



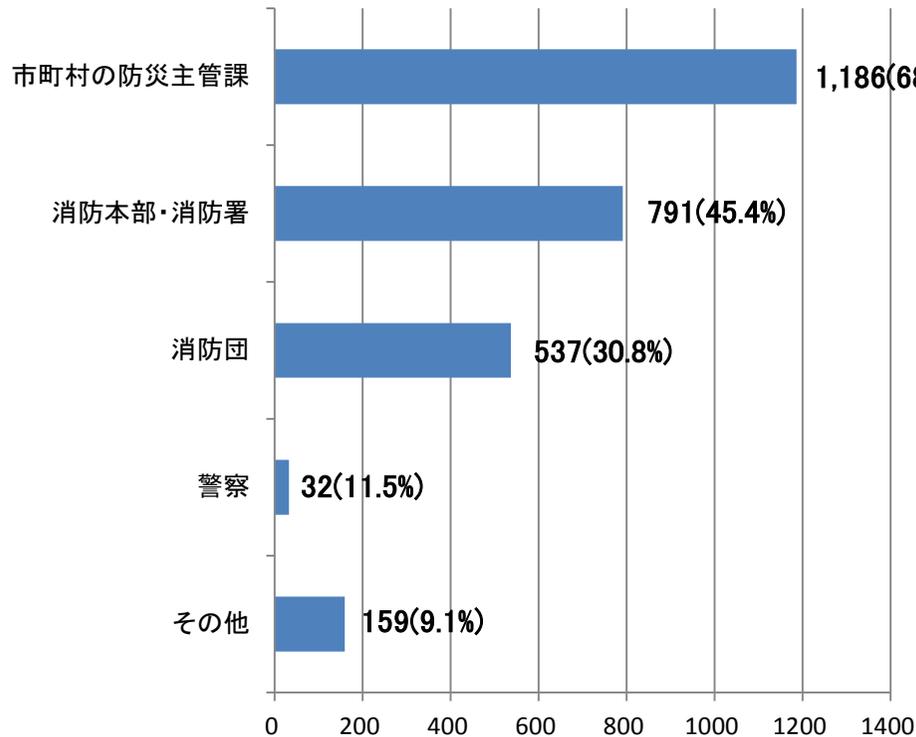
5 自主防災組織連合体を有する市区町村数(全市区町村数:1,741)

415市区町村

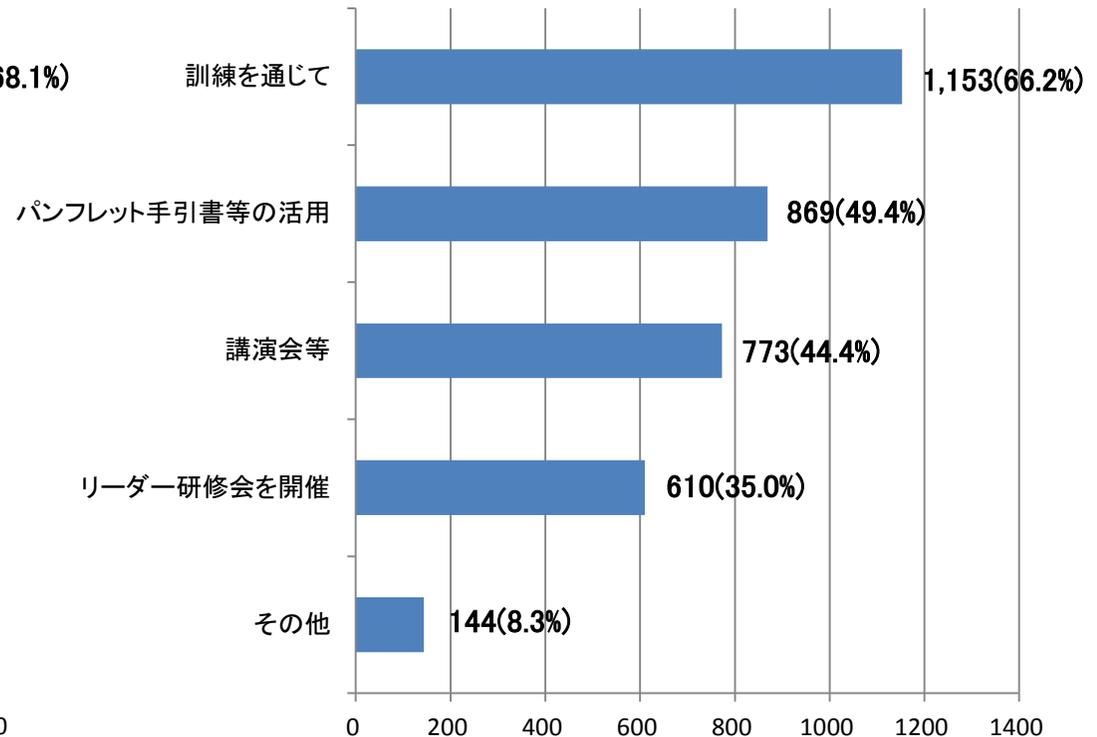
自主防災組織③

6 自主防災組織のリーダーに対する育成・指導研修(全市区町村数:1,741)

＜育成・指導研修の主体＞



＜育成・指導研修の方法＞



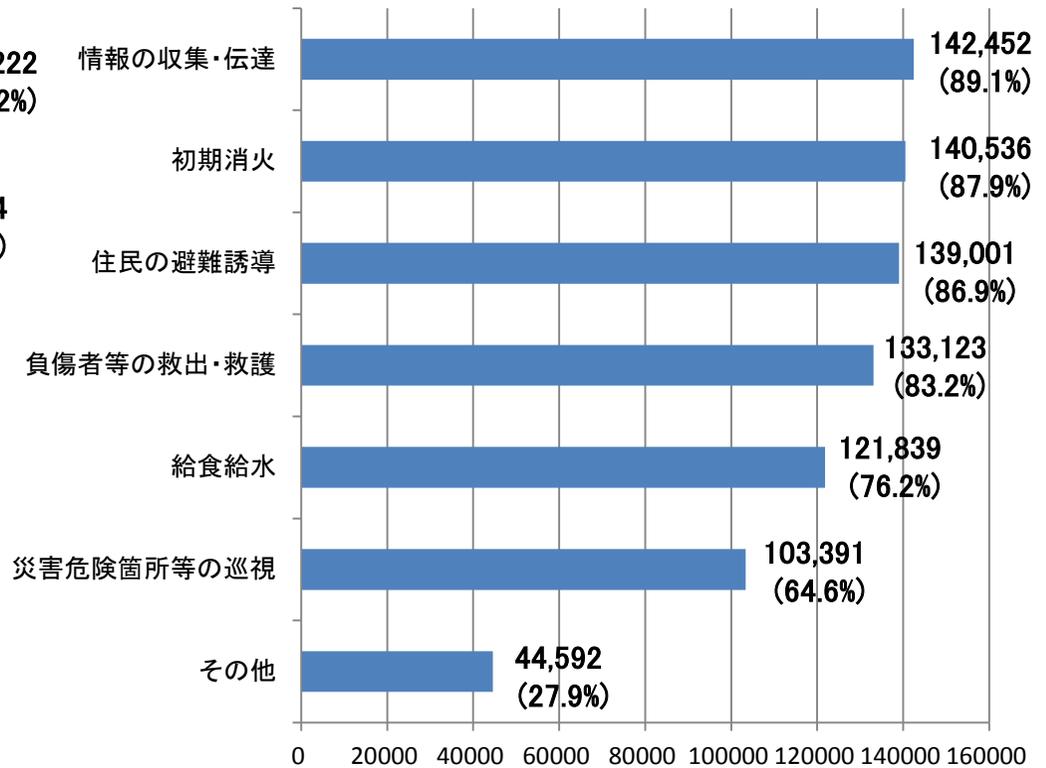
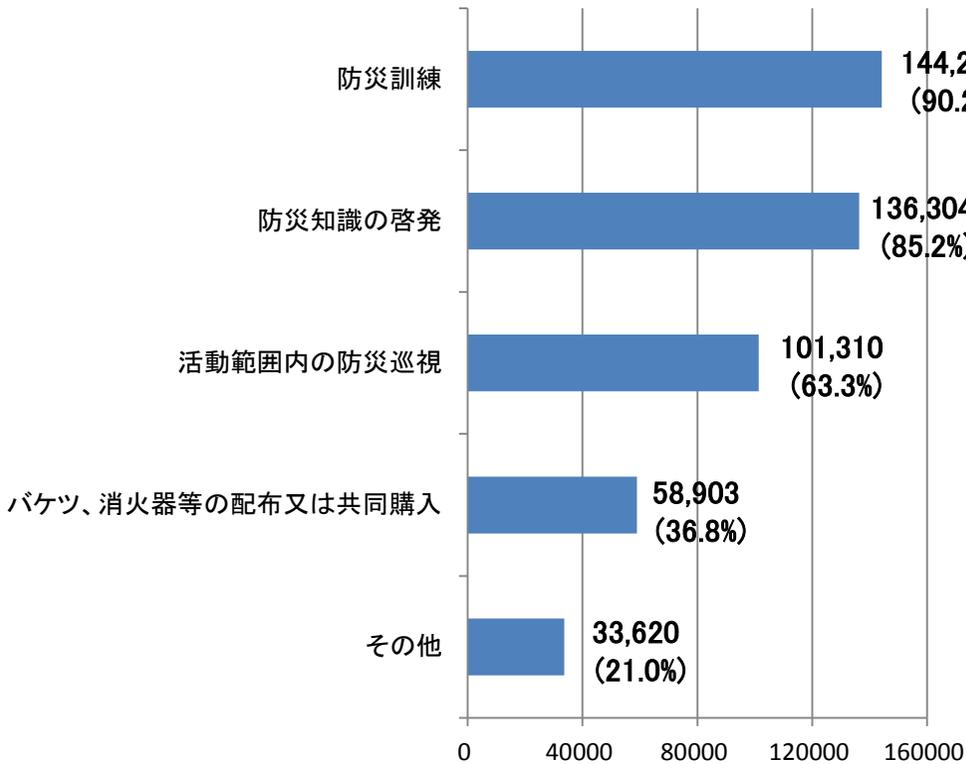
※上記いずれの調査も複数回答可としている。

自主防災組織④

7 自主防災組織の任務とされている活動項目別組織数(全自主防災組織数: 159,967)

< 平常時 >

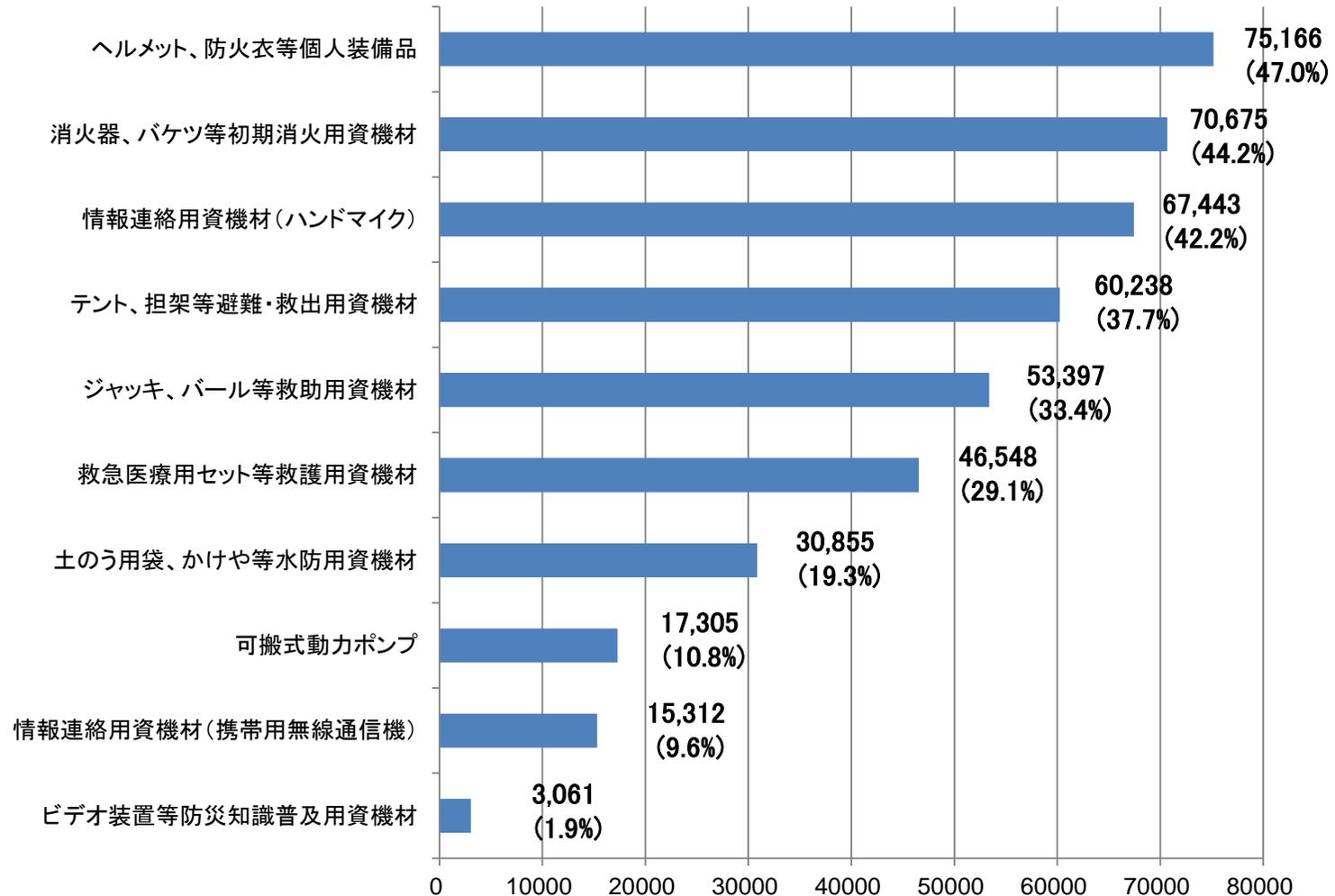
< 災害時 >



※上記いずれの調査も複数回答可としている。

自主防災組織⑤

8 自主防災組織の資機材の保有状況(全自主防災組織数:159,967)

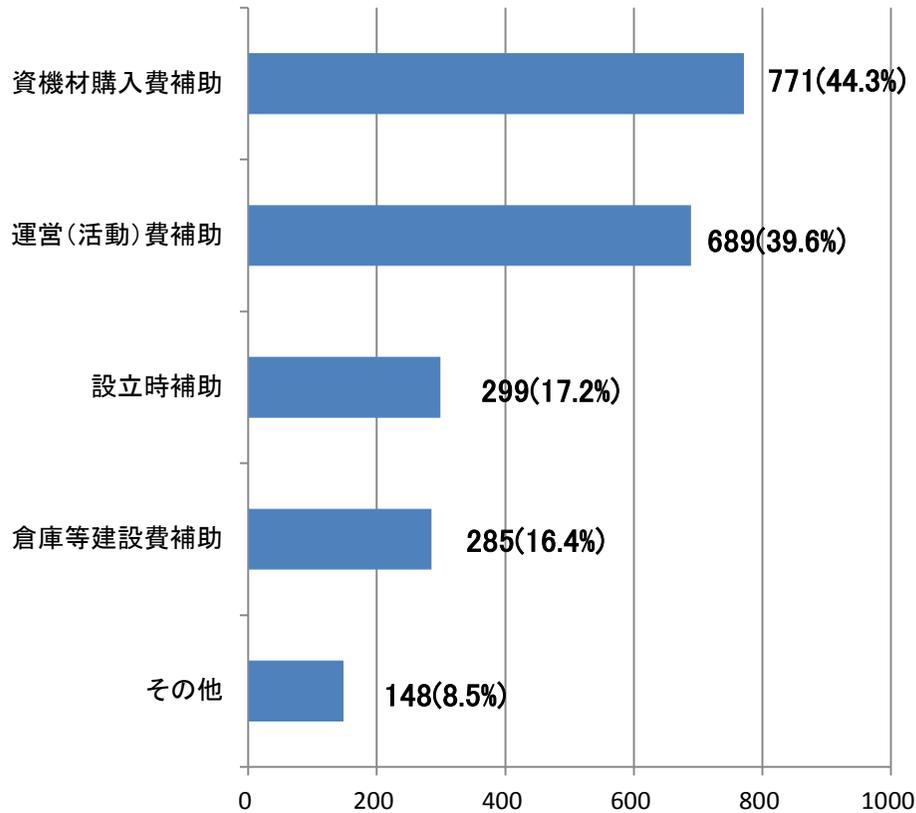


※上記の調査は複数回答可としている。

自主防災組織⑥

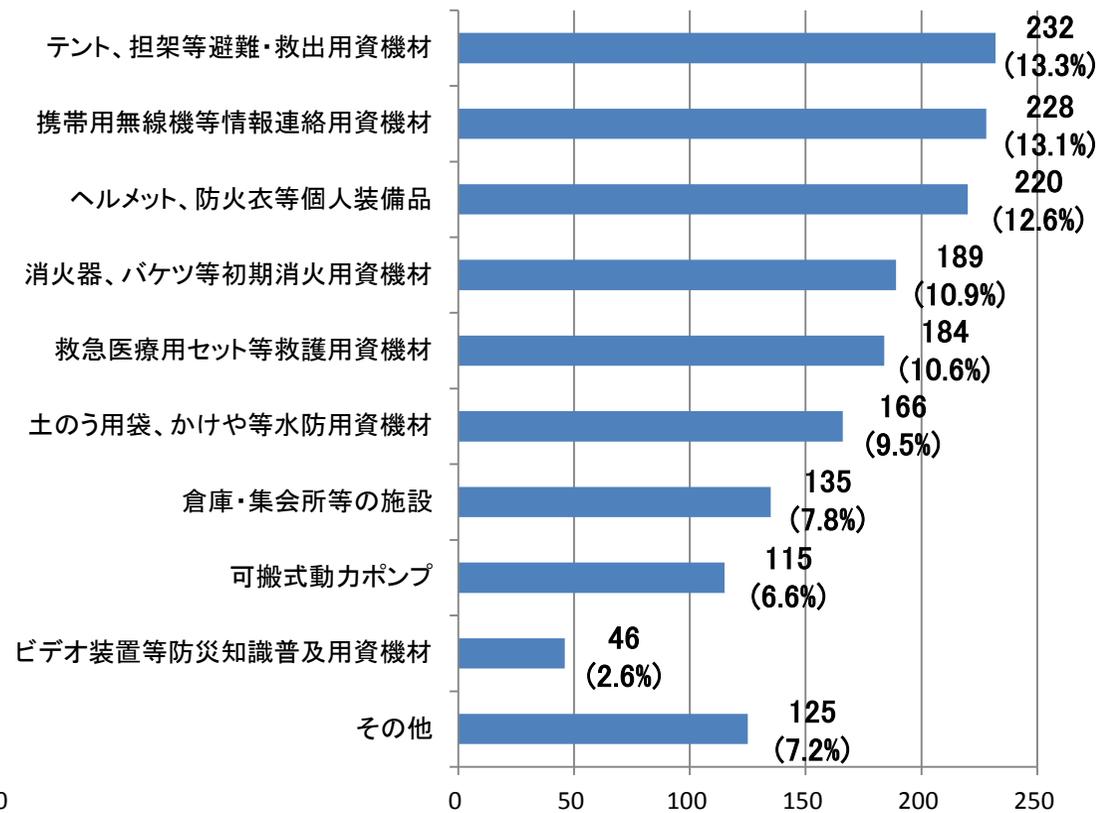
9 自主防災組織に対する助成状況(全市区町村数:1,741)

＜補助金＞



補助金制度のある市区町村は1,046(60.1%)

＜現物支給＞



現物支給制度のある市区町村は344(19.8%)

※上記いずれの調査も複数回答可としている。

女性（婦人）防火クラブ①

1 女性（婦人）防火クラブの現況（平成27年4月1日現在）

組織数 8,889 クラブ 人員 1,328,055人

- 昭和37年4月6日付消防庁長官通知「予防行政の運営方針について」において、民間防火組織の結成とその育成の必要性が示されたことを契機に全国で結成
- 地域の実情や特性を活かした防火・防災活動、高齢化社会の到来に伴う福祉活動を実施

2 活動内容例

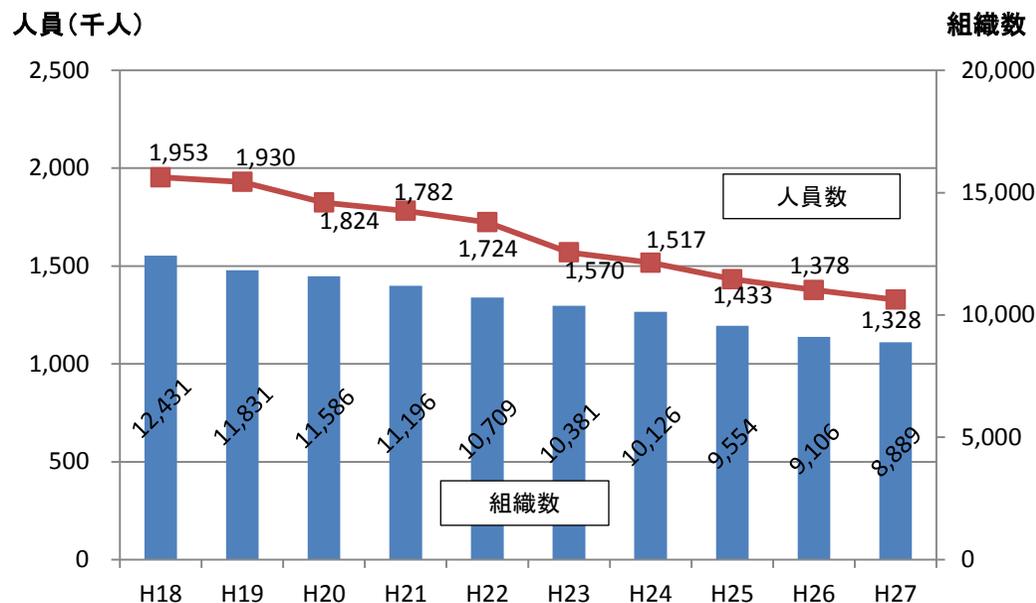
(1) 平常時

- ・火災予防知識や防災製品の普及啓発
- ・応急救護訓練
- ・住宅用火災警報器の設置推進
- ・消火訓練、消火器取扱訓練
- ・家具転倒防止に関する知識の普及啓発
- ・災害弱者宅への家庭訪問による防災点検 等

(2) 災害発生時

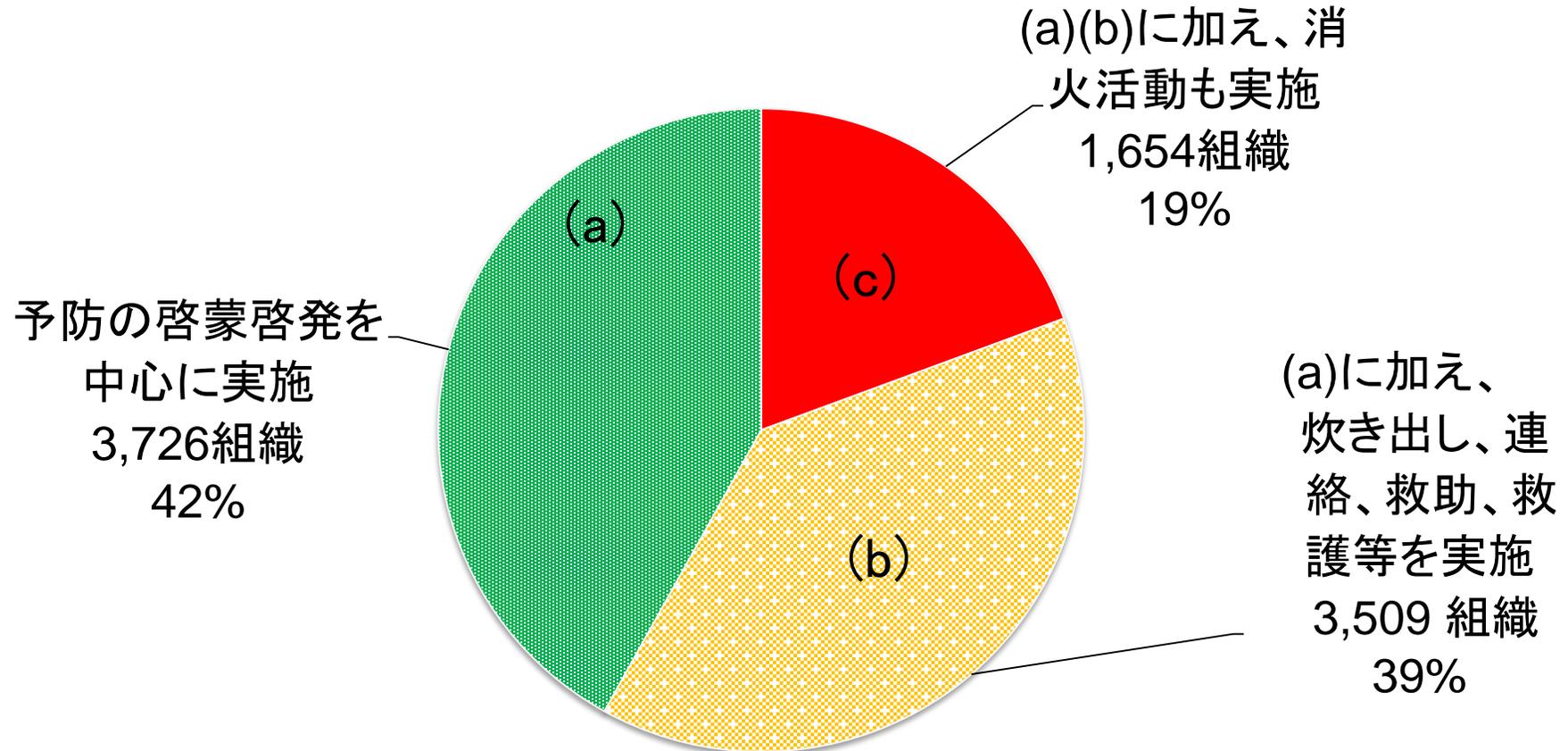
- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・避難誘導
- ・避難所における炊き出し支援 等

3 推移



女性（婦人）防火クラブ②

4 活動別の組織の割合（平成27年4月1日現在）



少年消防クラブ①

1 少年消防クラブの現況(平成27年5月1日現在)

組織数 4,493クラブ 人員 417,639人

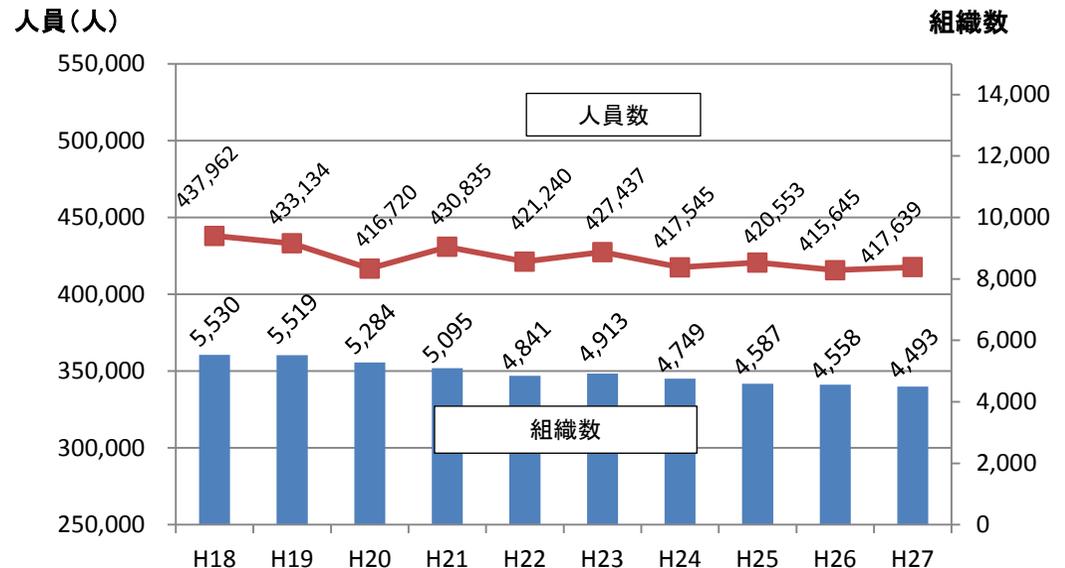
- 昭和25年12月1日付国家消防庁管理局長通知により、少年に火災予防思想を教養指導する方法として、10歳以上15歳未満の少年(少女を含む)により編成
- 平成20年11月21日付消防庁国民保護・防災部防災課長通知により、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

2 活動内容

- ・ 防災訓練等への参加、消防訓練(実技)
- ・ 防火、防災知識の普及(講義)
- ・ 行事・コンクールへの参加
- ・ 学校内の安全点検
- ・ 防災マップ作り 等



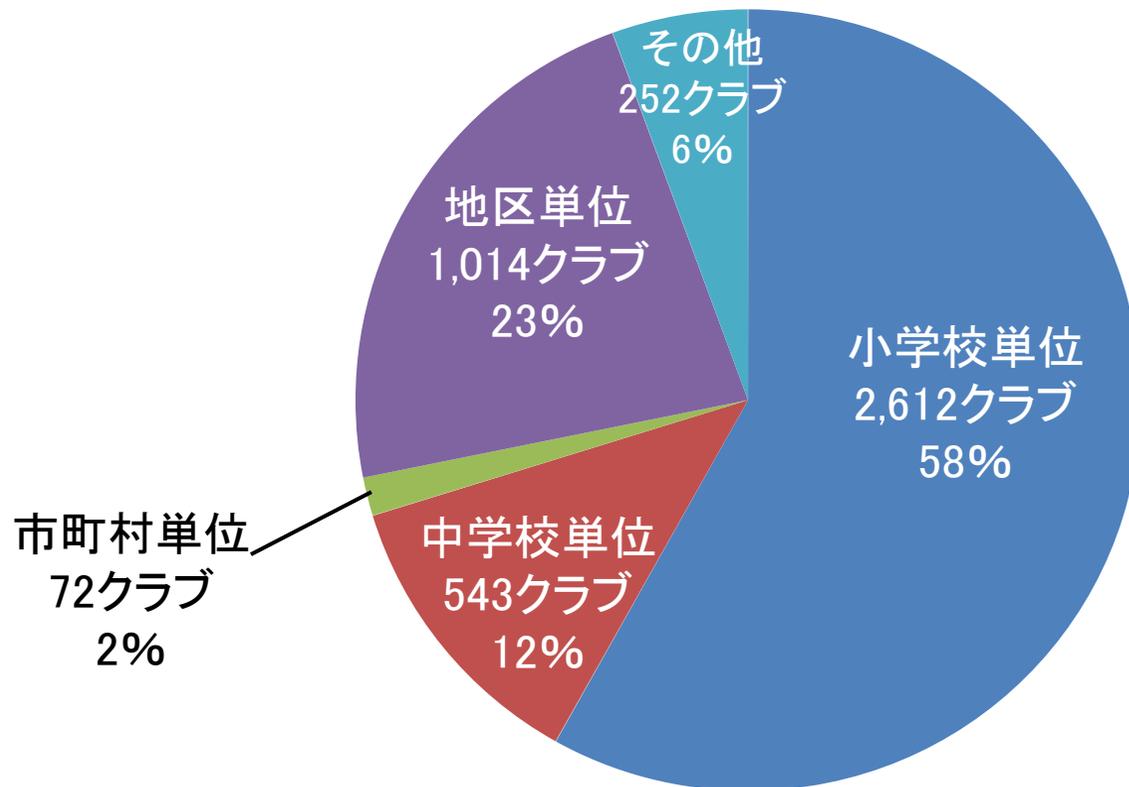
3 推移



少年消防クラブ②

4 少年消防クラブの内訳(平成27年5月1日現在)

組織数 4,493クラブ



5 少年消防クラブ指導者の現況(平成27年5月1日現在)

指導者 13,971人

2 自主防災組織等に関する法律

災害対策基本法①

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 ー被害の最小化及び被害の迅速な回復を図るという「減災」の考え方
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 ー防災に関する計画の作成・実施、相互協力
- 住民等の責務 ー自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加

2. 防災に関する組織ー総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急）災害対策本部
- 都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画ー計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策（避難指示等）の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行
- 物資等の供給及び運送

5. 被災者保護対策

- 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- 避難行動要支援者名簿の事前作成
- 広域避難の枠組み
- 罹災証明書、被災者台帳の作成

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告
- 緊急措置（生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動）

災害対策基本法②

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

(市町村の責務)

第五条

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(住民等の責務)

第七条

- 3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対策一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化

2 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

3 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する旨を規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加

残された課題

（第1弾改正時にお示ししたもの）

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

附 則

政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等を含め、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律案の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員及び自主防災組織等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方气象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。
- 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとすること。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

- 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。
- 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。

地区防災計画制度

平成25年の災害対策基本法改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度を創設

防災計画の全体像

防災計画－計画的防災対策の整備・推進

- ・ 中央防災会議 : 防災基本計画
- ・ 指定行政機関・指定公共機関 : 防災業務計画
- ・ 都道府県・市町村防災会議 : 地域防災計画
- ・ **市町村の居住者・事業者 : 地区防災計画**

地区防災計画の特徴

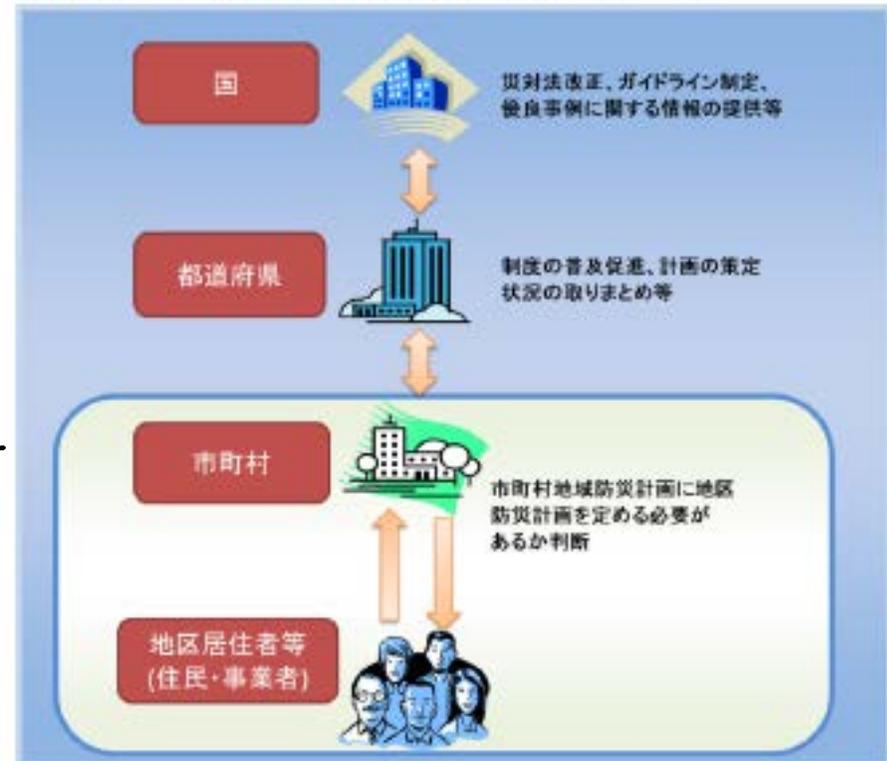
(1) ボトムアップ型(地区居住者等の提案制度)

⇔ 防災基本計画～地域防災計画はトップダウン型

(2) 地区の特性に応じた計画

- ・ 対象(地区の範囲)
 - ・ 主体
 - ・ 内容
- 自由

地区防災計画制度の全体像のイメージ



※内閣府(防災担当)地区防災計画ガイドライン

※同制度は、自主防災組織等を含む地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に提案を行うことも可能

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律①

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施(1～3条)
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務(4条)
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務(5条)
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務(6条)
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務(7条)

2. 基本的施策

(1) 消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定(8条)
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発(9条)
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例(10条)
 - ・事業者・大学等の協力(11・12条)
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善(13条)
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実(14・15条)
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設(16条)

(2) 地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等(17条)
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置(18条)
- 自主防災組織等に対する援助(19条・20条)
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興(21条)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律②

(目的)

第一条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(基本理念)

第三条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律③

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(住民の役割)

第五条 住民は、第三条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第六条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律④

(市町村による防災体制の強化)

第十七条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第十八条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第二十条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する答申」について

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、平成26年2月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について消防庁長官が諮問し、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を平成26年7月に取りまとめた。

その後の取組の進展状況や残された課題に対する更なる議論を行い、このたび、最終答申としてとりまとめ、提言するもの。

<主な提言内容>

地域防災に関する事項

- ◎ 地区防災計画・具体的事業計画(※)の策定は、地域防災に関わる組織、住民等多様な主体が参画・議論するための非常に有益な機会
(※)消防団等充実強化法に基づく「地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画」
- ◎ 地域防災の担い手を育てる観点から、消防団等が中心となって、防災に関する住民の理解を促進
- ◎ 地域における防災分野への女性の参画を推進

消防団に関する事項

<被用者>

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村に対する制度導入の徹底
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう全国に徹底

<女性・シニア世代>

- 女性のいない消防団等における女性入団の更なる促進
- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等活動しやすい環境づくりの推進

<大学生等>

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団活動で地域社会に貢献した大学生等の実績を市町村が認証する「学生消防団活動認証制度」(※)の導入を促進
(※)中間答申後に導入(H26.11)

<その他消防団の強化>

- 機能別団員・機能別分団制度の再評価
- 消防団員の処遇の改善
- 消防団員の装備・教育訓練の改善
- 消防団の広報啓発活動の充実

国民運動の展開

平成27年度に2カ所で地域防災力充実強化大会を開催。引き続き幅広いPR活動等の取組を進めるべき。

平成28年で東日本大震災から5年、消防団等充実強化法の成立から3年。同法の基本理念に則って、国民運動を展開し地域防災の取組の輪を広げることが重要であり、そのことが地域防災力の中核である消防団の充実強化にもつながるもの。

3 自主防災組織等に対する消防庁の支援策

自主防災組織の手引

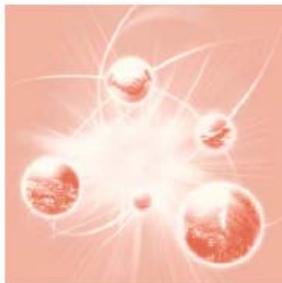
自主防災組織の結成、活動の充実のため、①自主防災組織の重要性、②自主防災組織の整備方策(結成方策、組織編成、規約例等)、③自主防災組織の災害種別毎の活動内容、④自主防災組織、消防団等の連携方策、⑤優良活動事例等を収録。

○手引の内容(基本的な班編制(例))

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	→ 全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→ 情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→ 器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→ 資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→ 避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→ 器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

自主防災組織の手引

— コミュニティと安心・安全なまちづくり —



消防庁

【参考】消防庁の調査研究(H8.3)

＜自主防災組織の課題＞

高齢化・昼間の活動要員の不足、住民意識の不足、リーダーの不足、活動のマンネリ化

地域防災リーダー育成事業

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が成立したことを踏まえ、消防団の指導の下、自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、各都道府県から推薦された市町村に対して、消防庁から資機材を無償で貸し付け、当該市町村の自主防災組織が、これらの資機材を用いた訓練等を実施する。

貸付資機材 (主なもの)



可搬式消防ポンプ



訓練用AED

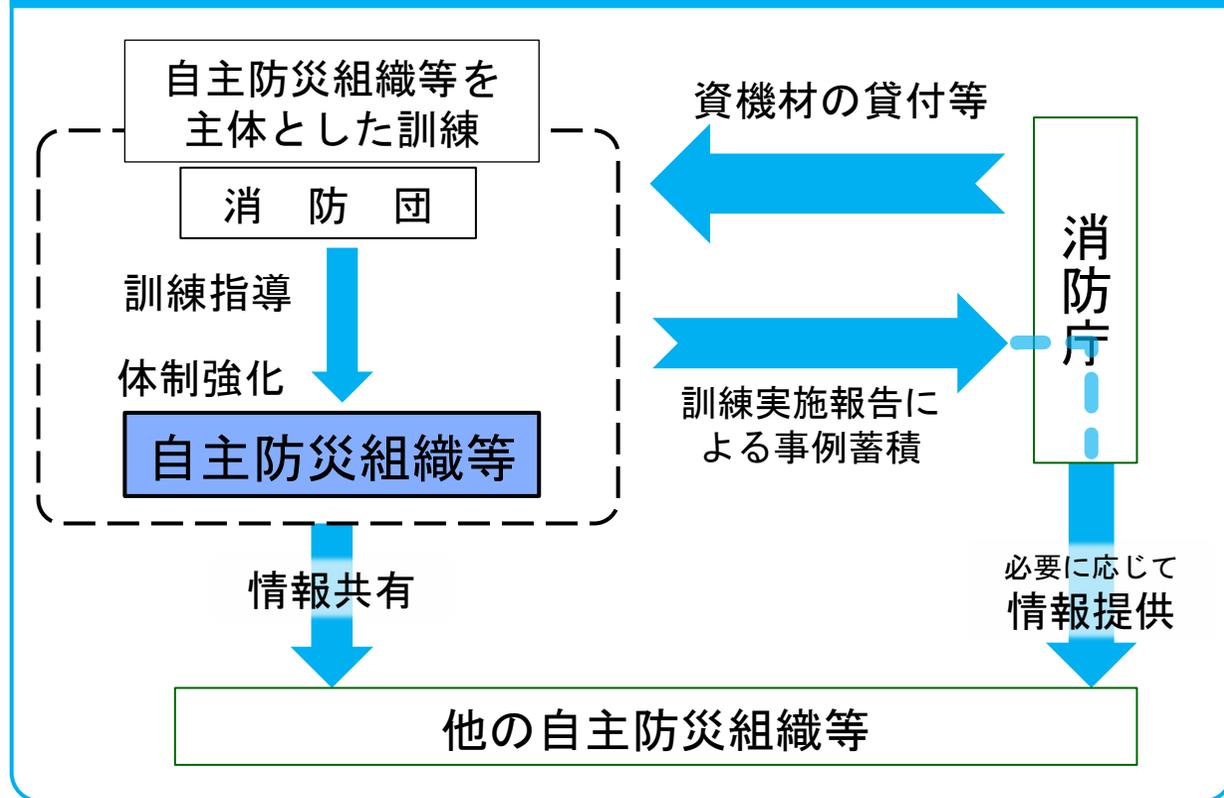


チェーンソー



投光器

事業実施のスキーム



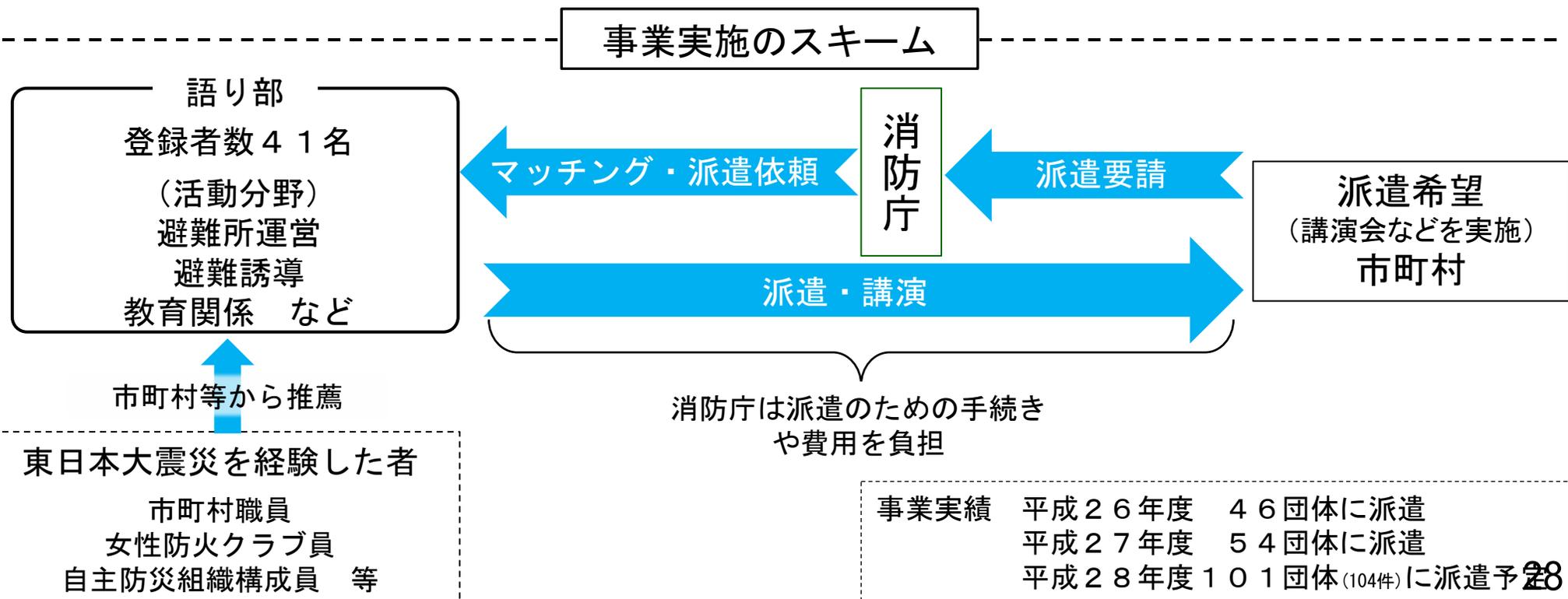
事業実績	平成26年度	47団体
	平成27年度	50団体
	平成28年度	50団体

災害伝承10年プロジェクト

市町村の災害対応力の強化や地域住民の防災意識の向上を図るため、東日本大震災の被災地で活動した市町村職員、消防職団員、女性（婦人）防火クラブ員、自主防災組織の方々を語り部（語り部）として派遣し、災害時における経験等を全国に広めるとともに、その将来にわたって教訓として語り継いでいき、防災意識の向上を図る。

【主な講演内容】

- ・ 東日本大震災における自身の実体験に関すること
- ・ 児童、生徒、地域住民等に対する防災教育・啓発に関すること
- ・ 市町村の防災上の具体的な課題に対する提案



少年消防クラブ交流会（全国大会）

将来の地域防災の担い手育成を図るため、少年消防クラブ員が消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を実施。

※H24：東日本大会（岩手県）、H25：西日本大会（徳島県）、H27：全国大会（徳島県）

<平成28年度少年消防クラブ交流会概要>

- ・ 日程 : 平成28年8月3日（水）～5日（金）
- ・ 開催地 : 宮城県（南三陸町）
- ・ 参加クラブ : 43クラブ（クラブ員227名、指導者84名、計311名）
- ・ 内容 : （1日目）オリエンテーション、参加クラブ紹介
（2日目）合同訓練、避難所体験
（3日目）消防団等との交流



（合同訓練）



（避難所体験）

防災まちづくり大賞

地方公共団体、消防団、自主防災組織、青年・少年・幼年消防クラブ、女性（婦人）防火クラブ、事業所、小中学校・高等学校・大学等、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰（総務大臣賞、消防庁長官賞など）し、広く全国に紹介することにより、もって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的とする。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、平成8年度に創設され、平成27年度に20回目を迎えた。



（シンボルマーク）

＜表彰事例＞



（街なか安全教室）

○モトスミ・オズ通り商店街振興組合

地域住民が地域の安全情報等をまとめた「安全ぶっく」の発行や、商店街各店が安全・安心な街づくりに貢献できることを掲げる「一店一安心運動」の展開、商店街・地元小学校・大学生が連携して、街なかで災害等に遭遇したときの対応方法を学ぶ「街なか安全教室」を実施している。

【H27総務大臣賞／神奈川県川崎市】



（防災マップづくり指導）

○かがわ自主ぼう連絡協議会

平成19年の発足以来、培ってきた様々な「防災ノウハウ」を、県内の自主防災組織や教育機関、企業、福祉団体等に訓練や研修を通じて伝えている。

また、各市町において、自主防災組織等を牽引できるチームの育成を図っている。

【H27総務大臣賞／香川県高松市】



○NPO法人パートナーシップながれやま、流山子育てプロジェクト

地縁血縁のない子育て世代の防災に対する不安を解消するため、乳幼児を抱える家庭に向けたハンドブックを作成するとともに、ハンドブックを活用した防災キャラバン（出前講座）を実施している。

【H27消防庁長官賞／千葉県流山市】



（フロア担当者防災セミナー）

○グランドメゾン杉並シーズン管理組合防災会

公助に依存しない自助の推進と共助の強化を目標に、全居住者が参加する仕組みを構築。任期2年の防災委員の他、各棟各フロアでフロア担当を互選、誰もがその役割を担えるように毎年輪番制にするとともに、年間を通じてフロア担当者向けに防災セミナーを開催している。

【H27消防庁長官賞／東京都杉並区】

（私にもできる 防災・減災ノート IN流山）

優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）

少年消防クラブ員や指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図り、少年消防クラブの育成発展に寄与することを目的に、優良少年消防クラブ及び指導者に対し、表彰を実施。

<平成27年度実績>

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 特に優良な少年消防クラブ（総務大臣賞） | 28 団体 |
| ・ 優良な少年消防クラブ指導者（総務大臣賞） | 8 名 |
| ・ 優良な少年消防クラブ（消防庁長官賞） | 53 団体 |



（特に優良な少年消防クラブの表彰）



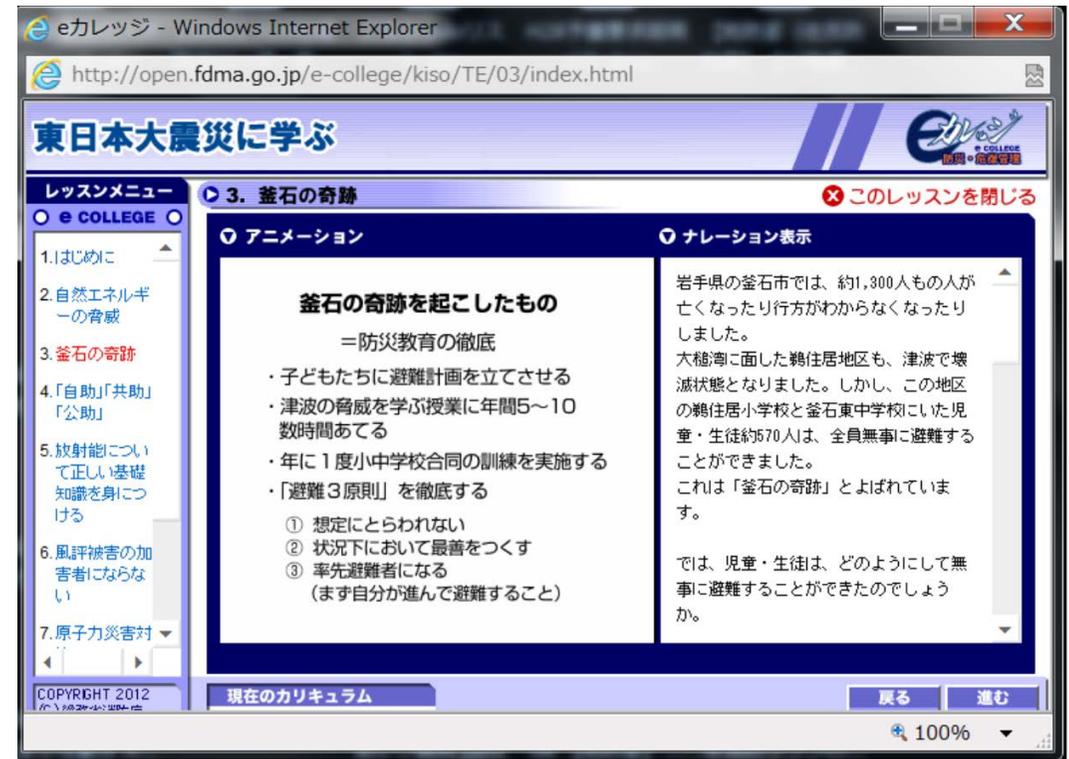
（表彰式における祝典演奏）

防災・危機管理 e-カレッジ

地域住民から公務員までを対象として、①自然災害の基礎知識、②災害への備え、③いざという時役立つ知識、④地域防災の実践など防災について対象者に合わせて体系的に学習できる教育用WEBコンテンツを消防庁ホームページにて提供。



○コンテンツの内容(釜石の奇跡)



指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」

消防庁では平成22年3月、子どもたちが小さいころから防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火、応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成。

- 都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防署、消防団等へ約1万7千部を配布し、さらに消防庁ホームページ上の「防災・危機管理e-カレッジ」(<http://www.e-college.fdma.go.jp/>)にて公開。
- ただ聞かだけの座学ではなく、実技的な要素を多く含む実践的な教材となっている。
- 年代別に区分されたコンテンツメニューが数多く用意されているため、指導者が教育現場に合った項目を選んで指導できる。
- 災害に関する映像(動画)・写真をDVD教材に多数収録しており、実際の災害の怖さや迫力を体感できる。



- ・本教材の内容
 - ①指導者用テキスト
 - ②実技・演習等を補完する補助教材
 - ③災害に関する映像・写真
 - ④参考資料

- 「チャレンジ！防災48」をより有効に活用して頂けるよう、活用にあたってのポイントや、実際に活用して防災教育を実施した事例を紹介した、活用事例集を作成。消防庁ホームページに掲載(<http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/bousai48.pdf>)

わたしの防災サバイバル手帳

消防庁では、子どもたちの防災意識啓発のため、災害種別ごとに自分の身を守るための知識や応急手当のやり方などをまとめた「わたしの防災サバイバル手帳」を作成。

○コンテンツの内容(災害から身を守ろう！地震編)



第1章 災害から身を守ろう!

地震編

地震からのサバイバル

地震を感じた

ら… とにかく落ち着いて行動しよう

IN

うちにいるときは



地 震のあとでちっともこのわいのほやほや
火災、ゆれがおさまったらすぐに火の
始末をしよう。大きくゆれている最中にムリ
をして火を消そうとすると、大やけどをする
ことがあるので注意しよう。また、もしまわ
りのものに火がついてしまっても、小さいう
ちならば落ち着いて消し止めよう。

地

震でゆれている時間は、大きな地震の
場合は、数分間つづくことがあります。
ゆれを感じたら、じょうぶな机やテーブルの
下にもぐるなどして身を守りましょう。落ち着いて、
まずは自分の身の安全を確認しよう。



あ むて外に飛び出さないようにし
よう。屋根がむらや電線などが落
ちてきてけがをする危険性があります。
また、はだしだとガラスなどの破片が足
にささったりして、とても危険。

OUT

外にいるときは



せ まい急地や崩落には、かわらなどが落ちて
きたり、ブロック壁やコンクリート壁がた
おれてくる危険性があるので、ちがよらない。切れ
たりぶらさがったりした建物は危険なので注意。

余 震に注意。大きな地震が発生すると、その後
長く余震がつづく場合があります。余震は、
かなり大きなゆれになることもあるので、くずれか
げたり建物の下などに近づかないなど、注意が必要です。

14

○×クイズ・地震編 大きくゆれている最中でも、とにかくはやく火を消す?

か

れがおさまったら、ドアを開けて出
口を確認しよう。うごくときは家の
中でもスリッパなどをはこう。



逃 避するときは、徒歩で、必ずくつ
をはき、ヘルメットや防災ずきん
をかぶろう。また、持ちものは非常持ち
出し袋など、必要最小限のものにしよう。

正

しい情報を入手しよう。災害現場の混
雑状態では、いるいるうわさやデマ
が生まれ、それによって人が傷ついたり、被
害をさらに悲惨なものにしてしまうことがあ
ります。ラジオなどから発表される信頼でき
る情報をたよりに、おちついて行動しよう。



電

ばや川べりは
地盤ゆるみ
で倒れやすくなっ
ている場合があるの
で注意しよう。山く
ずれ、げけくずれには
十分に注意。海や川
(河口部)のそばにい
るときは、津波のお
それがあるので、い
そいで高いところ
に逃げよう。

電 車に乗っているとき、デパート、
駅直轄などでは、係員の指示に
したがって行動しよう。



15

【たええ×】おそろくゆれている最中も、動せられたなべなどがひっくりかえることもあるので、危険です。まずは、自分の身の安全を確認して、ゆれがおさまってから火を消そう。